

		現行の「SMBC 信託銀行バンキングカード規定」文言		新しい「SMBC 信託銀行バンキングカード規定」文言
1. カードの利用	(1)	本人（下記に定義）は、SMBC 信託銀行バンキングカード（以下「カード」といいます）を次の場合に利用することができます（以下それぞれを「本件取引」といいます）。①株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます）又は日本国内若しくは国外において株式会社 SMBC 信託銀行（以下「当行」といいます）がオンライン現金支払業務を提携した金融機関（以下「提携機関」といいます）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含む。以下「ATM」といいます）を利用して、当行に開設した普通預金又は当座預金（以下「預金」といいます）、預金名義人を「本人」といいます）の払戻を行う場合 ②提携機関のうち当行がオンライン預金業務についても提携した提携機関（以下「預金業務提携機関」といいます）の、それぞれ日本国内における ATM を利用して、本人名義の預金に預入を行う場合 ③当行が別途規定する SMBC 信託銀行デビットカード取引規定（以下「デビットカード規定」といいます）において定められた日本国内における「加盟店」に設置された、「デビットカード取引」に係る機能を備えた端末機（以下「端末」といいます）を利用して、加盟店との「売買取引」について、「売買取引債務」をカードの「預金口座」から「預金の引落」（以上各用語の意味はデビットカード規定に定義）によって「加盟店」に支払う場合 ④三井住友銀行の日本国内における ATM を利用して、日本国内の送金先に対して振込を行う場合 ⑤当行の支店窓口において当行所定の取引を行う場合 ⑥その他当行所定の取引をする場合	(1)	本人（下記に定義）は、SMBC 信託銀行バンキングカード（以下「カード」といいます）を次の場合に利用することができます（以下それぞれを「本件取引」といいます）。①株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます）又は日本国内若しくは国外において株式会社 SMBC 信託銀行（以下「当行」といいます）がオンライン現金支払業務を提携した金融機関（以下「提携機関」といいます）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含む。以下「ATM」といいます）を利用して、当行に開設した普通預金又は当座預金（以下「預金」といいます）、預金名義人を「本人」といいます）の払戻を行う場合 ②提携機関のうち当行がオンライン預金業務についても提携した提携機関（以下「預金業務提携機関」といいます）の、それぞれ日本国内における ATM を利用して、本人名義の預金に預入を行う場合 ③当行が別途規定する SMBC 信託銀行デビットカード取引規定（以下「デビットカード規定」といいます）において定められた日本国内における「加盟店」に設置された、「デビットカード取引」に係る機能を備えた端末機（以下「端末」といいます）を利用して、加盟店との「売買取引」について、「売買取引債務」をカードの「預金口座」から「預金の引落」（以上各用語の意味はデビットカード規定に定義）によって「加盟店」に支払う場合 ④三井住友銀行の日本国内における ATM を利用して、日本国内の送金先に対して振込を行う場合 ⑤当行の支店窓口において当行所定の取引（当行ウェブサイトに掲げる対象取引において、暗証番号読取機に入力された暗証と当行に登録済みの暗証（以下「登録済暗証」といいます）とが一致することを当行所定の方法により確認することにより、本人確認とする場合（以下「登録済暗証による本人確認」といいます）を含みます）を行う場合（ただし、登録済暗証による本人確認は、本人以外は認められないものとします） ⑥その他当行所定の取引をする場合
2. 現金の払戻		本人は、日本国内外の ATM を利用して預金の払戻を行う場合、ATM の画面表示等の操作手順に従って、ATM にカードを挿入し、当行に登録済の暗証（以下「登録済暗証」といいます。）（および/または当行が予め定める本人を特定するその他の方法）及び金額を正確に入力するものとします。本人は、法人名義のカードを日本国内の三井住友銀行の ATM 以外で利用することはできません。以下、ATM 利用時に本人が守るべきその他の事項を規定します。		本人は、日本国内外の ATM を利用して預金の払戻を行う場合、ATM の画面表示等の操作手順に従って、ATM にカードを挿入し、登録済暗証（および/または当行が予め定める本人を特定するその他の方法）及び金額を正確に入力するものとします。本人は、法人名義のカードを日本国内の三井住友銀行の ATM 以外で利用することはできません。以下、ATM 利用時に本人が守るべきその他の事項を規定します。
11. カードの管理等	(1)	当行は、ATM 又は端末操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、及び入力された暗証（および/または当行が予め定める本人を特定するその他の方法）と登録済暗証（および/または当行が予め定める本人を特定するその他の方法）とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ、預金の払戻、デビットカード取引及び振込（以下「払戻等」といいます）に応じます。当行の窓口においても同様にカードを確認し、本人が申告する暗証（および/または当行が予め定める本人を特定するその他の方法）と登録済暗証（および/または当行が予め定める本人を特定するその他の方法）との一致を当行所定の方法で確認の上取扱います。	(1)	当行は、ATM 又は端末操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、及び入力された暗証（および/または当行が予め定める本人を特定するその他の方法）と登録済暗証（および/または当行が予め定める本人を特定するその他の方法）とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ、預金の払戻、デビットカード取引及び振込（以下「払戻等」といいます）に応じます。当行の窓口においても同様にカードを確認し、本人が申告する暗証（および/または当行が予め定める本人を特定するその他の方法）と登録済暗証（および/または当行が予め定める本人を特定するその他の方法）との一致を当行所定の方法で確認の上取扱います。当行は、登録済暗証による本人確認による当行所定の取引にあたっては、当行が合理的に必要と認める場合には、登録済暗証の照合に加え、本人確認書類の提示等を求めることがあります。この場合、当行が合理的に必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻等や当行所定の取引を行いません。
	(2)	本人は、他人に使用されないようにカードを保管し、暗証については、生年月日、電話番号等他人に推測されやすい番号の使用を避け、他人に知られないように管理するものとします。	(2)	(1) の方法により本人確認のうえ取引を行った場合には、その取扱いにより生じた損害については、第 14 条、第 15 条に定める場合を除き、当行は責任を負いません。
		追加	(3)	本人は、他人に使用されないようにカードを保管し、暗証については、生年月日、電話番号等他人に推測されやすい番号の使用を避け、他人に知られないように管理するものとします。
		以上、SMBC 信託銀行バンキングカード規定は、2019 年 10 月 1 日より適用されます。		以上、SMBC 信託銀行バンキングカード規定は、2020 年 4 月 10 日より適用されます。